

第 8 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和元年 12 月 6 日（金）

農村環境改善センター 農事研修室

第8回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和元年12月6日（金）

2、開催場所 農村環境改善センター農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 齋藤重幸

4、出席委員（16名）

1番	加藤岡 一 弘	2番	内 山 充 弘
3番	中 村 和 敏	4番	積 田 敏 春
5番	川 嶋 一 美	6番	林 千佳夫
7番	榎 澤 正 治	8番	板 倉 小百合
10番	梅 原 英 男	11番	若 菜 義 人
12番	志 賀 典 夫	13番	齋 藤 重 幸（会長）
14番	布 施 和 彦（職務代理者）	15番	鵜 澤 英 夫
16番	今 関 喜 明	17番	蔭 山 秀 男

5、欠席委員（1名）

9番 内 海 亮 一

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～3）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第6 議案第4号 農用地利用配分計画案の作成について
（農地中間管理事業）

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1～3）

第8 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
（整理番号1～2）

第9 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1～3)

7、農業委員会事務局職員

事 務 局 長	北 山 正 憲	主	査	佐久間 賢 治
主 任 書 記	千 葉 利 憲	書	記	門 野 祥 和

◎開 会

○議長 ただいまから第8回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中16名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

なお、本日、内海亮一委員から所用のため欠席の旨連絡がありましたので、報告いたします。

(午後 3時03分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

内山充弘委員、中村和敏委員の両名をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の佐久間主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～3)

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第1号の案件は3件予定されております。本来は一括審議を行うところですが、整理番号3の案件につきましては、今関喜明委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には、退室をしていただくことになりますので、議案第1号の整理番号1から2を一括審議を行い、その後、整理番号3について審議をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第1号の整理番号1から2の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の1ページをごらんください。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各権利者、義務者につきましては、議案

書のとおりでございます。

それでは、整理番号 1。

申請地は、南今泉字中南の地目、畑が 1 筆、面積 647 平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は相手方の申し出によるため、譲渡人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料 A 4 判縦の図面の①に 1－1 と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A 4 判縦の 1 ページから 3 ページとなります。

次に、整理番号 2。

申請地は、四天木字南新田の地目、畑が 2 筆、合計面積 3,823 平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のためであります。

案件の位置につきましては、資料 A 4 判縦の図面の①に 1－2 と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A 4 判縦の 4 ページから 7 ページとなります。

以上、整理番号 1 から 2 につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号 1 の案件について、板倉小百合委員、よろしくお願いいたします。

○板倉委員 議案第 1 号、整理番号 1 についての調査報告を申し上げます。

理由内容としては、事務局の説明のとおりです。

12 月 1 日に権利者と現地でお会いし、確認をいたしました。

場所につきましては、別紙資料の 1 から 3 ページをごらんください。

この申請地は、権利者の畑に隣接しているため、以前から義務者に頼まれ、タマネギを栽培していました。畑の周辺に防除ネットが設置してあり、今年もタマネギが順調に生育しているところでした。

義務者は高齢で後継者もないことから、農地を手放したいとの意向で権利者に相談した

ところ、話がまとまりまして、今回の申請に至っております。現在、義務者は体調を崩されておりますので、奥様に確認し、了解を得ております。

権利者は、農機具も調っておりますので、問題はないと思われますが、慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、布施和彦委員、よろしくお願いします。

○布施委員 それでは、議案第1号、整理番号2について調査報告をいたします。

内容については、事務局説明のとおりでございます。

11月30日、権利者にお会いして、現地確認をしました。また、義務者につきましては、12月2日、電話で確認しました。

場所につきましては、別紙図面の①に1-2に記載されている場所で、この角に位置しております。

資料の4ページをごらんになっていただきますと、ここの住所は、ここに記載されている名前とは別の方になっていますが、これは権利者の兄で、亡くなられて、義務者の弟の方が相続を受けたというものであったようでございます。権利者は大病を患って、草取り等そういうものもままならないということで、荒れてしまうのが大変気になっておりまして、誰かやってくれる者はいないかということで探していたところ、今回、権利者が畑のほうを耕してくれたということでございます。

今の場所については、その後、台風に伴った大雨で畑のほう、また、宅地のあるほうのところは、少し草が生えていたというような状況であります。宅地については、既に権利者が購入しているということでございました。

権利者については、お会いしてお話を伺ったわけですが、かなりいろいろ手広く事業をやっているということで、農機具は今泉のほうに置いてあるということで、問題はないと思いますけれども、慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から2について、順次採決いたします。

議案第1号の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号2は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第1号、整理番号3の案件について審議いたします。

整理番号3の案件につきましては、今関喜明委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席をお願いいたします。

(今関喜明委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号3の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをごらんください。

整理番号3です。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、富田字仲谷、川田前及び砂郷の現況地目、田が19筆、合計面積1万664平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面の②に1-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の8ページから14ページとなります。

以上、整理番号3につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号3の案件について、鶴澤英夫委員、よろしくお願いいたします。

○鶴澤委員 議案第1号、整理番号3について調査報告いたします。

申請理由については、事務局の説明のとおりです。

調査に当たりましては、榎澤委員さんと私で12月1日に権利者宅にお伺いいたしました。権利者のお話によりますと、この水田は二十数年前から耕作しておりまして、前から義務者は耕作している方を買っていただきたと言っていたそうです。今回、義務者のほうから申し出がありましたので、売買契約をしたそうです。

その後、義務者に電話連絡をしたところ、義務者のお話ですと、高齢でありますので、この後心配のないように権利者を買ってもらったそうです。

委員の皆さんの慎重審議、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号3について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

よろしければ質疑を終結し、議題に供しております、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号3について採決いたします。

議案第1号の整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号3は原案のとおり決定されました。

ここで、今関喜明委員を入室させてください。

(今関喜明委員 入室)

◎議案第2号(整理番号1)

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第2号、整理番号1について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをごらんください。

整理番号1です。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりです。

案件の位置につきましては、A4判縦の図面の②に2-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の15ページから34ページになります。

申請地は、富田字西大定の地目、畑が1筆の面積790平米を所有権移転し、建売分譲住宅用地に転用しようとするものです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。申請地は、農振農用地区域外の第3種農地に該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。まず、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は山砂及び碎石により埋め立てをし、周囲にコンクリートブロックを2段または3段積みにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水とともに区域内新設側溝を通じて、東側の既設側溝に接続する計画となっております。なお、排水を放流するに当たり、両総土地改良区及び小中川土地改良区の排水同意が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局からの議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、議案第2号、整理番号1の案件について、今関喜明委員、よろしくお願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号1について説明申し上げます。

内容は、事務局のとおりでございます。

12月1日、鶴澤委員とともに、義務者のお宅へ伺いました。この義務者は以前も5条を申

請して、造成が終わって、家が建ち始めている場所でございます。まだ、もう少し残っているという義務者からのお話もいただきました。

また、権利者には電話で代理人の方にお話ししました。権利者は、本市に本社を持って、手広く事業を行っている会社でございます。

何ら問題はないと思いますが、慎重審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号の整理番号1の案件について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1の案件について採決いたします。

議案第2号の整理番号1の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

議案第2号、整理番号1の案件につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎議案第3号（利用権設定）、議案第4号（農地中間管理事業）

○議長 次に、日程第5、議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から13の案件を一括して議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第3号の整理番号12及び13の案件は、日程第6、議案第4号 農用地利用配分計画案の作成についてと関連がありますので、議案第3号と議案第4号の案件を一括して上程し、審議をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第3号の整理番号1から13及び議案第4号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをごらんください。

議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものであります。

次の議案書の5ページに、利用権設定総括表がありますので、読み上げ説明させていただきます。

利用権の設定を受ける者10人、利用権の設定をする者13人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が32筆で合計面積4万1,852平米、畑が17筆で合計面積1万7,721平米、田、畑を合わせた合計面積は5万9,573平米でございます。

続きまして、6ページをごらんください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。今回の契約の種別は、新規契約が13件でございます。

続きまして、7ページをごらんください。

農用地利用集積計画でございます。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

それでは、整理番号1です。

所在地は、北今泉地内の地目、田が5筆、畑が8筆の合計面積2万617平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは無償であり、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号2。

所在地は、上谷新田地内の地目、田が2筆、合計面積2,266平米です。

今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、全面積でコシヒカリ1等米120キログラム、契約の種別は新規です。

次に、整理番号3。

所在地は、清名幸谷地内の地目、畑が2筆、合計面積1,251平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万円、契約の種別は新規です。

次に、整理番号4。

所在地は、大網地内の地目、田が1筆、面積1,445平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカ

リ 1 等米60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号 5。

所在地は、小中地内の地目、畑が 1 筆、面積1,478平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、全面積で 5 万円、契約の種別は新規であります。

次に、整理番号 6。

所在地は、富田地内の地目、畑が 1 筆、面積386平米です。

今回の利用集積の設定期間は 6 年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり 1 万円、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号 7。

所在地は、永田地内の地目、田が 3 筆、合計面積1,237平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たり米60キログラムと水利費、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号 8。

所在地は、永田地内の地目、田が 3 筆、合計面積5,957平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たり米60キログラムと水利費、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号 9。

所在地は、神房地内の地目、田が 1 筆、面積3,909平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たり米60キログラムと水利費、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号10。

所在地は、南横川地内の地目、畑が 1 筆、面積1,734平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは無償であり、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号11。

所在地は、山口地内の地目、田が10筆、合計面積6,382平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、契約の種別は新規です。

次に、整理番号12及び13につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律により、

農地中間管理機構であります、公益社団法人、千葉県園芸協会が借り受けることを目的に利用権を設定するものでございます。

整理番号12の所在地は、南今泉地内の地目、畑が3筆、合計面積2,144平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、全面積で1万円、契約の種別は新規であります。

次に、整理番号13。

所在地は、木崎及び柳橋地内の地目、田が7筆、畑が1筆の合計面積1万767平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、地目が田については、10アール当たり米90キログラム相当額、地目が畑については、10アール当たり米60キログラム相当額、契約の種別は新規であります。

以上、整理番号1から13の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものと認められます。

続いて、整理番号12及び13に関して、当該農地を公益社団法人、千葉県園芸協会より借り受ける借り手につきましては、次の議案第4号になります。

議案書の10ページをごらんください。

議案第4号 農用地利用配分計画案の作成についてでございます。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

今回は、2件の農用地利用配分計画となります。

議案書の12ページ及び18ページをごらんください。

それぞれ、表の上段に、公益社団法人、千葉県園芸協会から農地を借り受けて耕作を行う者の氏名、住所が記載されております。

次に、13ページ及び19ページをごらんください。

それぞれ、権利を設定する土地、設定する権利の内容が記載されております。先ほど説明をいたしました、議案書9ページの整理番号12及び13と同じ内容となっております。

最後に、議案書の16ページ及び22ページをごらんください。

それぞれ、耕作を行う者の農業経営の状況等が記載されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、整理番号12及び13につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人、千葉県園芸協会及び市農業振興課の四者により、農地の貸し借りについて既に確認がされているため、農業委員による調査は不要であるという申し合わせがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1の案件について、加藤岡一弘委員、よろしくお願いいたします。

○加藤岡委員 整理番号1について、ご報告申し上げます。

理由としては、事務局の説明どおりです。

調査は、12月1日に、借受人、貸付人のお宅に伺い、確認いたしました。

今回の申請は、経営移譲によるものとのことで、親子間での利用集積のため、何の問題もないかと思っておりますので、慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2及び3の案件について、鶴澤英夫委員、よろしくお願いいたします。

○鶴澤委員 それでは、農用地利用集積計画、整理番号2について、調査報告いたします。

12月1日、借受人にお会いし、調査してまいりました。

借受人のお話によりますと、上谷新田の水田2,266平方メートルを6年前から耕作しておりましたが、今回、貸付人にお会いし、利用権を申し込んだところ、同意してくれましたので、今回の申請となったものとのことでした。

その後、電話で貸付人に確認してきましたところ、相違ございませんということでございました。

よろしくお願いいたします。

それから、農用地利用集積計画、整理番号3について、調査報告申し上げます。

12月1日に借受人にお会いして、調査してまいりました。

借受人のお話によりますと、畑を数十年前から借りておりまして、水稻の育苗とネギを栽培しておりましたが、今回の台風被害でビニールハウスが倒壊しましたので、災害復興支援をお願いしたところ、他人名義の畑ではできないとのことでしたので、貸付人に利用権の設定をお願いし、了解を得たので、今回の申請に至ったそうです。

後、貸付人に確認しましたところ、間違いございませんとのことでした。

よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号4の案件について、積田敏春委員、よろしくお願いいたします。

○積田委員 議案第3号、整理番号4について、調査報告申し上げます。

詳細は、事務局説明のとおりです。

12月3日に現地確認、借受人並びに貸付人から聴取いたしました。

貸付人と借受人は同一集落に住んでおります。貸付人は、従前から本件の田を貸していましたが、従前の借受人からハウス栽培への注力を理由に返却されたということで、本件となったところです。

貸付対象の田は、借り受けの耕作する田に隣接し、今年も耕作されており、営農上の支障はありません。

また、借受人も会社を定年退職後、専業農家で積極的に規模拡大も図っている認定農業者で、機械設備も十分ということで、何ら問題はないかと思えます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号5から9の案件について、布施和彦委員、よろしくお願いいたします。

○布施委員 それでは、整理番号5、6、それから、7、8、9の3つに分けて調査報告を申し上げたいと思います。

整理番号5につきまして、12月2日、借受人及び貸付人に面会し、現地を確認しました。

貸付人から、以前より頼まれていたということで、借受人のハウスが倒壊して、ちょうど新築、再建している脇にハウスがありまして、そのハウスを借りるというものでございます。

借受人は、農機具等もそろっており、地域のリーダーでありますので、何ら問題はないと思います。また、貸付人につきましても、その後、その足で確認をしたところ、間違いのないということでございました。

それから、整理番号6についてですが、これにつきましては、12月2日、現地を確認しました。

借受人は、電話で確認しました。また、貸付人は、台風で、被害に遭われたということ、それをきっかけに家のほうは更地になっておりまして、アパートに引っ越しているという状態で、電話で確認しました。

借受人と貸付人はいこの関係で、今までもこの現地については利用していたということで、パイプハウスと畑がございます。今回、改めて正式な形で契約するということになったそうです。

借受人は、規模の大きな認定農業者で、問題はないと思います。

それから、整理番号7、8、9についてですが、これにつきまして、12月2日、借受人及び整理番号7の貸付人にお会いし、現地で確認をしました。また、整理番号8と9の貸付人については遠方ということで、電話で確認をしました。

この案件は、今まで整理番号7の貸付人の方が、この整理番号8、9の水田を耕作していたということでございますが、整理番号7の貸付人が大病を患ったということで、今回、新しく法人の借受人にお願いをしたというものでございます。

借受人は、法人の認定農業者ということで、何ら問題はないと思いますが、慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号10の案件について、今関喜明委員、よろしくお願いいたします。

○今関委員 12月1日、借受人のご自宅に伺って、お話を伺ってまいりました。

この貸付人のほうは、親が亡くなりまして、代がわりになったということで、前からこの畑は借受人がつくってございましたが、新規にきちんとしようということで、この運びになったそうです。

借受人は認定農業者であり、地元で手広く農業をやっていらして、何ら問題はないと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号11の案件について、志賀典夫委員、よろしくお願いいたします。

○志賀委員 農用地利用集積計画の整理番号11について説明します。

内容としては、事務局の説明のとおりです。

先日、12月2日に、貸付人のところに伺い、聞いてきました。貸付人の父は、学校の先生をやっていたそうですが、12年前に亡くなり、その父である祖父が耕作していたそうですが、5年前に亡くなり、近所の方をお願いしてありましたが、その方も高齢になり、機械も古くなって、もうできないと言われ、同地区に耕作に来ている借受人に話ししたら、引き受けてくれたということです。

その足で、借受人のところに伺いました。大きな機械が倉庫にあるのが見えまして、借受人は来年から耕作をお願いしたいと言われたので、いいですよと答えたそうです。

調査は以上です。皆さんの意見をお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第3号、整理番号1から13及び議案第4号につきまして、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

布施委員。

○布施委員 整理番号の13について、お伺いします。

調査報告は必要ないということになっているわけですがけれども、この90キロ相当額、60キロ相当額の額ということになっているんですけれども、その決め方といいますか、その点、事務局がわかりましたら、教えてもらいたいんですが。米の額ということで、毎年変動でやっていくのか、契約になった年でそのままいくのか、その辺はどうなんでしょうか。また、その場合、どういったものを基準に額を決めていくのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 今、布施委員さんのご質問ですがけれども、この相当額というのが、中間管理事業のほうで決められていまして、議案書の21ページをごらんください。そこの別記1、賃料詳細事項というところのAというチェック、それをもとにした形で金額にかえて精算するという形になっております。

以上です。

○布施委員 わかりました。

○議長 よろしいですか。

ほかに希望者はありますか。

川嶋委員。

○川嶋委員 整理番号7、8、9の備考欄の水利費ですね、水利費というのはどういった、たとえば両総なのか、あとは、また別個の地区でやっている水利費なのか、ちょっと教えてくださいませんか。

○議長 布施委員。

○布施委員 水利費は、この地区で小中川と赤目川のほう、それを利用しているということで、

赤目川については1反歩1,300円、それから小中川については1,700円というふうに聞いております。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○議長 ほかに希望者ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております案件について一括採決いたします。

ただいま議題に供しております議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から13及び議案第4号 農用地利用配分計画案の作成についてを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から13及び議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報告

○議長 次に、日程第7、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第8、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第9、報告第3号 農地の転用事実に関する照会についてを一括して報告いたします。

報告事項にかかわる質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の23ページから25ページをごらんください。

報告第1号でございますが、議案書のとおり3件の届出がございました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから、届出があったものでございます。

各届出の農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりましたので、受理しております。

次に、議案書の26ページから27ページをごらんください。

報告第2号でございますが、議案書のとおり2件の届け出がございました。

届出の内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地の届出地を、整理番号1は専用住宅用地及び道路用地に、整理番号2は駐車場用地として、それぞれ所有権移転をしよう

とするものでございます。

各農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調ってございましたので、受理しております。

次に、議案書の28ページから29ページをごらんください。

報告第3号でございますが、議案書のとおり3件の照会がございました。

法務局より照会がありましたので、申請地を農業委員、推進委員さんと現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、平成7年の航空写真では畑の状態でありましたが、現地確認の結果、土地の一部を自家用車の車庫及び物置で使用し、それ以外は耕作されている状態で、外観上は土地の大部分が農地の様相を呈していることから、農地として回答しております。

整理番号2は、昭和54年8月20日付で農地法第5条の許可を受けており、現地確認の結果、住宅として利用され、平成7年の航空写真でも同様の状態であったことから、非農地として回答しております。

整理番号3は、現地確認の結果、作付が行われず、維持管理の状態と思われ、通常、農家が保有している耕運機やトラクター等の農業機械を使用すれば、再び農地として耕作することが可能な土地であることから、農地として回答しております。

各土地の所在地、申請者につきましては、議案書記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から、報告第1号から第3号まで説明が終了しましたので、質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

特に発言がないようですので、日程第7から日程第9までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等がありましたら、各委員、または事務局からお願いいたします。

どうぞ。

○事務局 すみません、事務局から2点、連絡事項がございます。

1点目は、台風第15号により、農業用ハウス等に被害を受けた生産者の皆様へをごらんください。

山武農業事務所より市から県への申請締め切りが、今月13日の金曜日と迫ってきているため、農業委員及び推進委員の皆様を經由し、地区の生産者で手続や相談がまだお済みでない方がおりましたら、お声がけいただきたいとのことでした。

詳細につきましては、農業振興課農政班のところへお願いいたします。

補足といたしまして、本市における農業被害額、農業関連施設、約5億3,200万、うちビニールハウスが5億1,500万となっております。

続きまして、今受けているハウスの被害の総額、人数が約160人で、施設棟数が約400施設、こちらのほうが、12月9日まで受け付けしていきまして、こちらの13日に、県のほうへ報告するという形になっています。こちらのほうが、令和2年1月16日まで、県の提出が追加されましたので、引き続き相談受付、申請を行いますので、お声かけのほう、よろしくをお願いいたします。

続きまして、2点目は、農業委員等の綱紀粛正についてをごらんください。

奈良県内では農地法違反の疑いにより、大分県内では収賄の疑いにより、それぞれ逮捕された報道の旨を受け、県農林水産部より通知がありました。農業委員、推進委員の皆様におかれましては、改めて法令を遵守し、公正な職務の遂行に努めていただくよう、お願いいたします。

続きまして、お願いですけれども、もう一点、総会等会議、研修など出席される際には、皆様、委員バッジとネクタイを着用して、女性の方はピンバッジを着用して出席するようにしてください。お願いいたします。

以上です。

○議長 ただいまの事務局からの連絡事項について、質疑等がある方、挙手をお願いします。

川嶋委員。

○川嶋委員 パイプハウス、私も被害を受けて、今、修繕中なんですけれども、これ、締め切りというのがあるんですよね。1回延びましたよね、11月1日からちょっと何日まで延びたか知らないんですけども、その延びた日がちょっとわからなくて、農業振興課のほうに問い合わせたら、ホームページで出ていますと言われたんですけれども。なかなかホームページを見る人は、いることはいるんでしょうけれども、大概、なかなか目を通さないのが実情ではないかと思うんですけれども。回覧板回さないんですかと言ったら、回覧板より今、ホームページで確認をお願いしますということを言われましたので、何かその広報の仕方を皆さんわかるようなやり方を考えていただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長 ほかにございませんか。

今関委員。

○今関委員 すみません、このハウスもそうなんだけれども、お聞きしたいのは、農水省のほうからわらの問題で、わらが蓄積しちゃって田んぼの脇にやっているやつを、何かお金を出しましょうという話で、1立方当たり5,000円というのが通知来たんですけれども、その進捗状況は、農業委員会事務局じゃわからないかもわからないんですけれども、一番最初に私が聞いたところでいうと、農協さんの上のほうが最初に手当だというふうに聞いた気するんですけれども、それ、一生懸命片してしている人もいるし、他の田から流れてきて私のところも、40センチも50センチも積もって、1反歩ぐらいになっているところもあるんですけれども。来年度に向けて大変なんですけれども、私のところ、たまたま端っこなもので、すごい量なんです。これ、ちょっと市として、市だよ。農業振興課か。ここで局長もいるから言ったんですけれども、どういうふうになっているのかちょっと進捗状況を教えていただけませんか。それによっては、自分で片さないといけないし、それでなければ業者にやらせるしかないということで、ちょっとだけ、わかる範囲で結構でございますので。

○事務局 農業振興課の立場で、お答えします。

当初、今、今関委員がお話になったように、まだ細かい要項等が定められない段階で、その集積に対して農林水産省が、単位はちょっと忘れちゃったんですけれども5,000円、それで環境のほうで処分費を見ますよということで動いたんですけれども、うちのほうに来た段階では、環境の部局のほうが、もう締め切っちゃっていたと。それと、この集積等に当たっての作業工員に対しての人夫というか、手間賃ということで、農協のほうが主体となってという形のものだったんですが、農協さんのほうに打診したところ、動きが悪いというか、全然だめだったと。

結果的に、今、次の段階で情報が来ているのが、もう集めちゃったよという人もいるかもしれないんですが、土づくりということで、これもまた大まかなものしか来ていないんですけれども、混ぜちゃうというか、土に戻すということで、それは、面積単位で何か1万円というお金が出ますよというのが、今また動き出している。ちょっとスケジュール的といいますか、工程の中では話が来ています。

以上が、進捗状況ということになります。

○今関委員 ありがとうございます。

じゃ、また、ほかでということ。

○事務局 また、大雨になっちゃうと、また動いちゃう。

○今関委員 もう動きません。

あと、もう一個だけ。

12月13日まで延びたということですが、それ、間に合わないのは何、最初にいつごろになるの。

○事務局 よろしいでしょうか。

こちら、13日で県のほうから通知があり、皆さんにお知らせ下さいということで、リーフレットお配りいたしました。おととい、また通知が来まして、それをさらに追加で1月16日まで県のほうで受けると。本市においては、来たばかりであれなんですけれども、1月10日ぐらいまで受け付けをするという形になっていますので、まだ、皆さんの地元のご近所でやられていない方がいたら、声かけのほう、お願いしていただきたいと思います。

○今関委員 あともう一個、これ、局長が退職して家庭の家の前の庭でハウスやっていて、大きいの建ててやっていて、農業収入上げていないからつかないんだよね。

○事務局 だめです。

○今関委員 そうだね。

○事務局 ええ。

農業での所得がない形のものはだめだということで、あれはどこかに書いてあったんだよね。農業経営を継続しようとする農業者の復旧というのが目的です。

○今関委員 要は税金の申告書に、農業収入が上がってなければだめなんでしょう。

そこでもう一つ、国のほうで手厚く、農家を敵に回すといけないからということで、一つの例で、局長がそういう場所でやっていて、農業収入が無いんですけども、たまたま私が育苗の苗をつくるのに足りないの、場所が、今、局長って言っちゃってごめんね、一つの話だけど。そうしたら、借りているということが証明できれば、そのハウスは直せるという話を聞いたんですけども、本当ですか。

○議長 どうぞ。

○事務局 その今のお話が、きのう、まだ細かいやつは来ていないんですけども、大まかなものだけ来るんですが、今、今関委員がおっしゃったように、その私どもも、きのう来るまでは、私が先ほど言いましたように、農業経営という形のものが無いということなんですけれども、今、そのプラス、その土地を借りて、農家じゃない人の土地を借りて、やってい

るところが壊れちゃいましたよというものに対しては、対象にしましょうというものが来ているのは事実です。

ですから、その辺を、今、うちのほうの農業振興課では、農政班というのが担当なんです、この日が延びたことと、その取り扱いのものが多少変わった内容を再度農家組合長回覧、それと、先ほど言いました16日ぐらいまで延びたということを踏まえて、1月の広報等に掲載とか、今そういった周知をする体制に動いていますので、そういったお話は来ている中で変わった部分、今国のほうで農業、強い農業づくりとかということで、当初話が来ていた内容と少し緩和されたものが出てきているのは、正直な話ありますので、ただ、それがまたひとり歩きして、大丈夫だよと言っていたのがだめだというふうにならないように、今、担当のほうでは確認整理し、周知の準備を進めているところです。

○今関委員　じゃ、もう一個だけ、ちょっと時間とらせちゃったね。それで、もうビニール自分で直っちゃったり、何かしちゃっているわけよ。私のうちの隣の人のハウスなんだけれども、いつも私が毎年育苗足らないから、最初に入れてもらっている、入れさせてもらっているけれども、これ、今まで農業振興課のほうに上げて、写真とか何かみんな上げてあるんだけれども、それが正式にオーケーになって、オーケーで言っているんだよね。

○事務局　ちょっと今の段階、皆さんに上がっていただいているのは、意向調査ということで、今度次の段階、そういう総額幾らだよという大体をもとに、今度正式に、交付申請というものになりますから、今おっしゃっていただいたように、もう自分で直しちゃったよという物件に関しての事前着工はオーケーだという確認はとれていますので、その壊れた段階の写真等をつけて、意向調査というものの添付書類で上げていただいているはずですから。

先ほどのお話のように、その施設自体は農家をやっていない人の施設なんだけど、その施設は農家の人が使っているよというのが可能になってきているということは確かです。

○今関委員　わかりました、ありがとうございました。以上でした。

○議長　よろしいですか。

◎閉　会

○議長　特にないようでしたら、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第8回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後　4時08分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月6日

農業委員会長

齋藤重幸

署名委員

内山充弘

署名委員

中村和敏